

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和4年8月1日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-------------|---------|----------|---------------------------------|---|------------|
| (有)安斎技建 | 福島県二本松市 | R3.8.25 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の13 | フォークリフトを用いて作業を行うときに、乗車席以外の箇所に労働者を乗せたもの | R3.8.25送検 |
| 山仲土木(株) | 福島県福島市 | R3.9.14 | 最低賃金法第4条 | 労働者10名に、1か月間の定期賃金合計約347万円を支払わなかったもの | R3.9.14送検 |
| (株)かねすい | 福島県二本松市 | R3.11.25 | 最低賃金法第4条 | 労働者3名に、13か月間の定期賃金合計約899万円を支払わなかったもの | R3.11.25送検 |
| 鹿島総業(株) | 福島県南相馬市 | R3.12.10 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条 | 車両系建設機械を用いて作業を行うときに、主たる用途以外の用途に使用させたもの | R3.12.10送検 |
| (株)タムラルーフ工業 | 福島県二本松市 | R4.1.13 | 労働基準法第24条 | 労働者2名に、7か月間の定期賃金合計約150万円を支払わなかったもの | R4.1.13送検 |
| アジア海洋(株) | 東京都中央区 | R4.3.25 | 労働安全衛生法第22条 高気圧作業安全衛生規則第34条 | 潜水業務において、潜水前に潜水器を点検しなかったもの | R4.3.25送検 |
| (有)二本松坂本産業 | 福島県二本松市 | R4.6.1 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第532条の2 | ホッパー上部での作業にあたり要求性能墜落制止用器具を使用させなかったもの | R4.6.1送検 |
| 勿来十條紙工(株) | 福島県いわき市 | R4.7.15 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 休業4日以上労働災害が発生したにもかかわらず、所轄労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの | R4.7.15送検 |